

所有者等の探索、特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和8年9月18日 新潟地方法務局村上支局 登記官 山口茂樹

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積（㎡）
	所在	地番		
1103-2024-0010	村上市小岩内字居沢	9 0 4 － 1	山林	2 5 5
1103-2024-0013	村上市小岩内字居沢口	9 4 7	山林	3 3